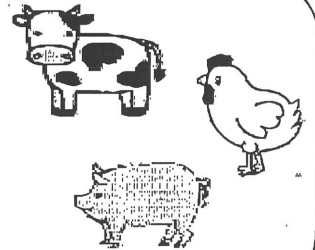
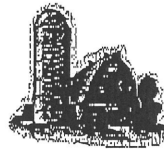
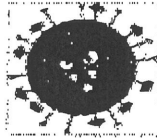
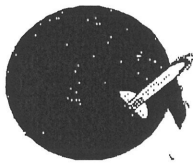


家畜衛生情報

ゴールデンウィーク中の防疫対策を徹底して下さい！

新型コロナウイルス感染症に関して厳格な入国条件が見直され、観光目的の入国が認められるようになり、それに伴い海外からの渡航者が増加しています。

隣諸国での発生状況等からも、アフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の侵入リスクは依然高い状況です。



飼養衛生管理者の研修動画をアップしています！随時更新中

URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/g66/eiseimovie.html>



自分の農場を守るため次の対応を徹底して下さい！

○海外渡航の自粛

本病発生地域への渡航は可能な限り自粛すること

○外国人技能実習生等への指導徹底

- ・日本に入国後一週間は、農場内に入れない
- ・海外で使用した衣服、靴等は農場内に持ち込ませない
- ・出身国から肉製品等を送付させないように、実習生に指導する

○衛生管理区域及び畜舎への病原体持込み防止の再徹底

- ・衛生管理区域専用の作業着及び専用靴を使用する（共通）
- ・農場内に関係者以外を立入らせず不要な物品を持ち込ませないやむを得ず持ち込む場合は消毒を行う（共通）
- ・農場出入り時の車両消毒を徹底する（共通）
- ・畜舎専用の作業着（豚）・長靴を使用（豚、鶏）又は消毒（牛）し、出入り時に手指消毒や手袋交換を行う（共通）
- ・畜舎、防護柵、防鳥ネット等を点検し破損箇所を修繕する（豚、鶏）
- ・除草や不要物を撤去し、ねずみ及び害虫を寄せ付けさせない（共通）

○早期発見・早期届出の徹底

- ・毎日の健康観察を入念に行い、家畜に異状が認められた場合は、速やかに、かかりつけの獣医師又は管轄の家畜保健衛生所へ連絡してください

※全ての疾病は、ワクチンだけでは防除出来ません。ワクチンを過信せず日頃の衛生管理を徹底しましょう

県央家畜保健衛生所 TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279（夜間・休日）090-7205-0895

県南家畜保健衛生所 TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144（夜間・休日）090-7205-1402

県北家畜保健衛生所 TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825（夜間・休日）090-7205-1826

家畜衛生情報令和5(2023)年4月25日
栃木県農政部畜産振興課**アフリカ豚熱(ASF)の感染が拡大中
海外からの侵入に注意し、対策を徹底しましょう**

現在、欧州・アジアにおいて感染が拡大しています。先月来、「春節過ぎに中国のASFが急増している」との報道もあります。

そんな中、新型コロナウイルス対策による入国規制が緩和され、国内への侵入リスクが高くなっています。

以下の点を中心に、飼養衛生管理基準の再点検をお願いします。

**○海外渡航の自粛****○海外へ訪問した人の出入りの制限、外国人技能実習生等への指導徹底**

- 日本に入国後一週間は、農場内に入れない
- 海外で使用した衣服、靴等は農場内に持ち込ませない
- 出身国から肉製品等を送付させないよう、実習生に指導する

○衛生管理区域及び畜舎への病原体持込みの防止の再徹底

(飼養衛生管理基準の再徹底をお願いします)

※アフリカ豚熱は日本国内での発生はありませんが、空港検疫において、海外から違法に持ち込まれた肉製品等から、ウイルスの検出事例もあります。今後も海外からの肉製品等を農場内へ持ち込まないようお願いします。

飼養豚に異状を認めたら、速やかに管轄の家畜保健衛生所に御連絡ください。

県央家畜保健衛生所	宇都宮市平出工業団地6-8
TEL:028(689)1200	FAX:028(689)1279 携帯:090-7205-0895 (夜間・休日)
県南家畜保健衛生所	栃木市惣社町1439-20
TEL:0282(27)3611	FAX:0282(27)4144 携帯:090-7205-1402 (夜間・休日)
県北家畜保健衛生所	那須塩原市千本松800-3
TEL:0287(36)0314	FAX:0287(37)4825 携帯:090-7205-1826 (夜間・休日)

5 消安第455号
令和5年4月20日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

ゴールデンウィークにおける高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等に係る防疫対策については、これまでも農場における飼養衛生管理基準遵守の徹底に関する指導や伝染病発生時におけるまん延防止対策の徹底についてお願いしてきたところです。

高病原性鳥インフルエンザについては、昨年10月28日以降、全国26道県84事例が確認されており、4月に入ってもその発生が確認されていること、昨年は5月にも発生が確認されていることから、依然として警戒が必要です。

豚熱については、野生いのししにおける感染が続いており、農場における飼養衛生管理の徹底、ワクチン接種推奨地域における適時・適切なワクチン接種、野生いのししのサーベイランス等の対策が重要となっています。本年3月には約半年ぶりに豚飼養農場における発生が確認されており、また、これから野生いのししの活動がさらに活発化することを踏まえると、継続的な対策が重要です。

アフリカ豚熱や口蹄疫については、近隣国で発生が継続し、又は拡大していること、新型コロナウイルス感染症に関する入国規制の緩和（2022年10月）以降、我が国への入国者が増加していること、入国者が携帯品として違法に持ち込もうとした豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが検出されていること等を踏まえ、我が国への侵入リスクは依然として高い状況にあり、水際対策と併せて、農場における発生防止対策を徹底することが重要です。

これからゴールデンウィークを迎えますが、同期間中においても警戒を緩めることなく、農場における発生予防及び万が一の発生時におけるまん延防止対策を実施する必要があります。つきましては、下記の内容について家畜の所有者を始め畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等に周知して指導いただくとともに、貴都道府県における体制等について確認いただき、防疫対策に万全を期すよう改めてお願いいたします。

記

1 畜産関係者の海外渡航の自粛等

(1) 畜産関係者については、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域や非清浄地域への不要不急の渡航を自粛すること。

(2) 外国人技能実習生等の外国人従業員を受け入れている畜産関係者等においては、日本への持込みが禁止されている肉製品等が母国を含む海外からの携帯品、国際郵便物等によって持ち込まれることのないよう、当該従業員等への周知を徹底すること。

なお、従業員が受け取る国際郵便物等の中に動物検疫を受けていない肉製品等を確認した場合は、直ちに動物検疫所に連絡すること。

2 衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込みの防止

(1) 飼養管理に関係のない者が衛生管理区域、特に畜舎へ立ち入ることのないよう、また不要な物を持ち込むことのないよう、看板の設置等を指導すること。

(2) 農場の従業員も含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合には、飼養衛生管理基準に従い、適切に専用の衣服や手袋・長靴を着用すること。衣服や手袋・長靴の着用に当たっては、交換の前後で動線が交差しないよう指導すること。

(3) 農場内及び畜舎、車両、人、物品等の消毒を励行するよう指導すること。消毒に当たっては、有機物の存在を前提に消毒前に、汚れを落とし適切な濃度の消毒薬を用いること、踏込消毒槽など一定期間蔵置する消毒薬は汚れた都度、汚れがなくとも1日1回は交換することについて指導すること。

(4) 野生動物の侵入防止のための防護柵又は防鳥ネットの設置、畜舎壁、天井等の穴、隙間等の破損の有無等の定期的な点検を指導するとともに、不適切な設置又は設備の不備を認めた場合は直ちに改善を図ること。

3 毎日の健康観察並びに異状の早期発見及び早期通報の指導

(1) 家畜の所有者、従業員、獣医師等に対して、「家畜伝染病予防法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状」（平成23年9月28日農林水産省告示第1865号）で定める豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの特定症状について改めて周知すること。

(2) 飼養家畜の健康観察を毎日入念に行い、特定症状の早期発見に努め、当該症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう指導すること。

4 緊急時における連絡体制の確保及び周知

- (1) 休日においても、万が一の発生の際の連絡が支障なく行われるよう、都道府県組織内や市町村、関係機関、関係団体等との緊急連絡体制を確認すること。年度当初における担当者の人事異動も考慮し、休日であっても緊急時に万全な防疫措置を講じられるよう、速やかに連携体制を点検すること。
- (2) 管轄の家畜保健衛生所の連絡先を家畜の所有者、飼養衛生管理者、獣医師等に改めて周知すること。
- (3) 防疫措置の初動対応が迅速かつ的確に図られるよう、資材の調達先、人員の動員元等との間で緊急連絡体制を確認すること。資材については、休日であっても確実に入手できることを確認すること。

5 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備

- (1) 家畜の所有者に対し、防疫措置に伴い必要となる埋却地、焼却施設等の確保状況について改めて確認を行い、万が一の発生に確実に備えておくこと。
- (2) 休日であっても家畜伝染病発生時に円滑な初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県組織内の各部局、関係団体、市町村等との連携を図るとともに、事前に次の点について点検・確認しておくこと。
 - ① 防疫措置に係る動員計画や調達計画、さらに大規模農場における発生時に備えた防疫措置の対応計画を点検するとともに、人員動員、資材・機材調達、情報・広報、各種調整等について役割を確認すること。
 - ② 防疫作業時の動員体制については、家畜衛生担当部局・畜産関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員、団体、市町村等からの職員を含む計画となるよう、事前に関係者との合意形成を図ること。その上で都道府県内からの動員では迅速な防疫措置が困難であると見込まれる場合には、農林水産省動物衛生課を通じて関係組織や他都道府県の家畜防疫員の派遣要請を検討すること。
 - ③ 防疫資材等について、滞りなく防疫措置が実施できるよう初動対応に必要な防護服や長靴等の資材、運搬に必要な機材及び運搬車等を確保すること。防疫措置の規模に応じた防疫資材の追加調達や統発事例に備えた補充を円滑に行えるよう、4(3)で構築した緊急連絡体制により不足時に緊急的に購入できる業者との連絡調整を図り、必要に応じて資材を追加確保すること。
 - ④ 休日であっても、適切な病性鑑定が実施できるよう、必要な検査試薬・人員を確保するとともに、検査機器の点検を実施すること。